

ノートルダム清心女子大学不正防止実施計画【2025年度】

1 機関内の責任体系の明確化	不正防止計画
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正））に基づき、最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表していく。	既に明確化している運営管理体制の下、公的研究費の適正な運営及び管理を行うとともに、コンプライアンス教育を推進する。
2 関係諸規程等の適宜見直し	不正防止計画
既に整備されている下記関連規程等について適宜見直しを行う。 ・不正防止計画の策定 ・行動規範の策定 ・責任体系図の策定 ・研究活動における不正行為の防止等に関する規則の制定 ・競争的資金の取扱いに関する規則 ・研究活動の不正行為に関する相談又は告発の受付及び取扱いに関する規則	左記の規程等について、ガイドラインを始めとする文部科学省、配分機関等のルールに齟齬がないか、また、研究現場との実態が乖離していないか常時確認し、見直しを行うとともに、必要に応じた新たな規程等の制定を行う。
3 教職員へのルールの周知徹底	不正防止計画
使用ルールについての周知徹底。	本学が作成している「学内マニュアル」を適宜見直し、公的研究費の使用ルールについて説明会等で研究者及び研究支援者へ周知し、意識の向上を図る。
4 モニタリング、コンプライアンス教育受講者管理の実施	不正防止計画
経費の運営・管理執行について内部監査マニュアルに従いモニタリングを行う。	モニタリング結果は学内へ公表する。また、不正防止計画等の見直しの際の事案としても参考とする。
研究者のコンプライアンス教育及び研究倫理	コンプライアンス教育については一斉受講を

教育の受講率を 100%にする。 研究倫理 100% (2024 年度) コンプライアンス教育 95.1% (2024 年度)	義務づけ、やむを得ない場合は個々に受講可能なプログラムにて実施する。研究倫理教育については、5 年毎の受講とする。新任の研究者の受講状況を確認するとともに未受講である者へは、e-Aprin の受講を促し、受講率 100%維持を図る。
--	---

5 適正な執行管理活動	不正防止計画
物品に関しては、全品検収を行う。旅費、謝金等については、学外での状況把握に努める。 2020年度学園の経理規程の改正に伴い、消耗品及び消耗備品の基準額が5万円未満と10万円未満となり、換金性の高い物品数が増えており、検収だけでなく物品を把握する。 消耗図書については、検収だけでなく物品の管理状況を把握する。	引き続き物品については、全品検収による管理を徹底、購入目的についても適宜確認する。旅費、謝金等についても引き続き、証拠物件（航空チケットの半券等）や成果物の確認、復命書の具体的な記載、出勤状況の確認、必要に応じて出張先へ確認するなど、状況把握に努め、研究者及び関係する事務職員等に周知徹底する。 換金性の高い消耗品※及び消耗備品※については、物品の検収後、科研費で購入したと確認できるよう科研費シールを貼付し把握していく。 ※パソコン、タブレット端末、スマートフォン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器（ブルーレイレコーダーなど） 物品(消耗図書)の検収後、科研費シールを貼付し管理状況を把握していく。

6 学内マニュアルの適宜見直し	不正防止計画
既に本学が作成している「学内マニュアル」の適宜見直しを行う。	引き続き、経費執行の統一化、可視化を目指す。研究現場と実態が乖離していないか常時確認し見直しを行う。

7 情報公開	不正防止計画
本学の不正防止に係る取組、関係規程等はホームページで公開されている。	最新の情報が公開されていることを、年度初めに確認する。また、規程等改正の際にも速やかにホームページ公開更新を行う。